

12
金融・証券・保険取引

70 ワラント債券投資勧誘と損害賠償責任

大阪地裁平成六年二月三〇日判決

(判例タイムズ八五五号二二〇頁)

^事実の概要^

別冊シナリオ

12 金融・証券・保険取引

（浪費賭博業者であるX（原告）は、その妻Aとともに証券取引を行つてきましたが、取引はAに任せってきた。そしてXおおよびAは、Y証券会社の外務員であるY₂（被告）の勧誘に応じて平成元年M金属ワラントを買付けたが、その際Y₂からワラントは値動きが非常に大きく、権利行使期限が過ぎれば価値がなくなること等の説明を受けた。またY₂から当該ワラント価格についてはこちらで算出するが、必要な電話で問い合わせるようとの説明も得た。その後AはY₂の勧めによりこのワラントを売却し短期間で利益を得た後、平成二年一月二〇日、Y₂からT百貨店ワラント（ドル建て）（以後本件ワラントといふ）の買付けの勧説を受け、同日Xを代理して本件ワラントを単価二四ポイント（四〇三万三千五〇〇円）で買付けた。Y₂はこの説明に際しては前回の場合と同様の説明をするとしても取引を行つた翌日にAに対してワラントについての説明書を交付し、かつ国内新株引受権証券および外国新株引受権証券の取引に関する確認書に署名押印を得た。さらにY₂証券会社はXに本件ワラント買付約定後、取引・

（判旨） 結局Aは、Xを代理して平成三年一月一日日本一件ワラントを六〇万一千六円（単価三、七五ポインツ）で売却し、三万一千五百八〇円の損害を被った。そこでXは、右損害はY₁およびY₂のXに対する不当な勧誘行為に基づく不法行為または債務不履行により発生したものであるとして、Y₁、Y₂に右の損害額の賠償を請求して本訴を提起した。請求棄却。

と、Y₁の説明は十分なものであつたといふべきであり、説明義務違反はない。

と、Y₂の説明
すべきであり

問題となつてゐるワランツ社が発行する分離型新株券(ワランツ債)から分離された表章する証券をいい証券価証券である。このワランツに際して予め定められた期までに定められた時期までにわたることができる権利(新株

り、公正慣習規則九号三、四条(当時等)がワラント取引の開始基準を定め、かつ基準に適合した顧客とのみ取引を行うことを証券業者に要請したことから、証券会社の一般投資家に対するワラントの勧説が、当該投資家の財産状態、投資経験等に照らして明らかに過大な危険を伴う取引に積極的に勧説したものと評価される場合には、当該取引の危险性の程度その他当該取引がなされた具体的な事情如何によつては、私法上勧説が違法と評価されることがあるというべきである。たゞ本件においては、XおよびAの保有資産額、從来からの投資経験の長さや投資内容等の点に照らして、Y₂の勧説が明らかに過大な危険を伴う取引に極めて似たものとはいえない。

(二) ワラントの性質がハイリスク・ハイリターンであること、公正慣習規則九号五条(当時等)が取引開始に際して事前の説明書の交付や取引概要や取引に伴う危険性について十分説明することを要請しており、かつXおよびAが一般投資家としてワラントについての知識を有していないなかつたことから、勧説に際しては、ワラントの商品をおよび当該取引に伴う危険性について十分説明すべき義務があつたが、本件ではXおよびAの投資経験が保有資産およびすでにワラント取引を経験していたことなどを考慮する

引受権)を表章する証券であり、その実際の価格は行使価格と株価との差額に依る。株価の上昇可能性を考慮した一定のプレミアムが附加されて定められる。したがつて、ワラントの相場は該当株式の価格変動に顺势して変動するが、その変動幅は当該株式の価格変動よりも大きいことから、株価の上昇時には投資額に比して大きくなりターンが得られるとともに、また下降時のリスクも大きく、かつ新株引受権の行使期間内に行使しない場合には、ワラントは無価値となる。それゆえ、ワラントは、ハイリスク・ハイリターンの投資商品である。

ところでこのワラントについていっては、近年その投資勧誘をめぐつて証券会社と一般投資家との間でしばしばトラブルが生じてきており、特にバブル経済の崩壊によりワラント価格が急激に下落したことからトラブルも一層増加し社会問題化するに至つていた(証券市場におけるワラントの扱いおよび取引規制については、森田章「新株引受権証券と投資者保護」同志社法学院三二号一六九頁以下、山下友信「証券投資の勧説と説明義務」金法一四〇七号二七頁以下参照)。

博・櫛田寛一・田端聰「証券投資勧説と民事的違法性」判タハ七五号三七頁以下参照)。これらは、裁判例のうち、(1)、(2)、(6)、(7)では、証券会社等によるワラント勧説の違法性が否定されているか(『ただし、(7)ではオプション取引についての説明義務違反は肯定されても、その他のいづれも肯定され定されている』)、その他のいづれも肯定され、損害賠償請求が認められている。右に挙げた裁判例では、いずれも証券会社ないしはその使用人による一般投資家に対するワラント投資についての勧説行為が問題とされており、投資家に対する勧説の違法性の有無が争われているが、その論点は主として説明義務が尽くされたか否かという点である。すなまち、前記の裁判例においては、証券会社は投資勧説に際して投資商品の概要やその取引にともなう危険性について説明する義務を負うものとされ、その義務が明示されていないが、具体的な判断では、十分な説明がなされたか否かが問題とされている。特にワラントのよくなハイリスク的な商品について、前記の裁判例においては、証券会社の程度はかなり高いものとされ(1)、(2)、(7)の裁判例では、説明義務を負うことによって説明する義務を負うものとされ、その義務が明示されていないが、具体的な判断では、十分な説明がなされたか否かが問題とされている。少なくともワラントのハイリスクであることをおよび権利行使期限を過ぎた場合には無価値になることについては、投資家の從来の証券投資の経験、財産状況等に応じて理解のいくように十分説明がなされることが必要であるとされていいる。結局責任肯定の事案では、右の説明が投資家の置かれた状況との関係で、投資家の從来の証券投資の経験、財産状況等に応じて理解のいくように十分説明がなされることが必要であるとされ、その中には投資家の財産や経験、置かれた環境等からみて過大あるいは不適切な勧説の疑いもあるという点(3)や断定的な判断の存在するもの加味され(4)、勧説行為の違反が認定されたと思われる事案も存在する。

また説明義務の他に、右の裁判例においては、投資勧誘に際して当該投資家の意向、投資経験および財産状況にもつとも適合した投資が行われるよう、証券業者に注意を要求する適合性の原則に対する違反の有無を問題としているケースもいくつか見られる。右の裁判例における事案の当時においては、適合性の原則は行政指導（投資者本位の営業姿勢の徹底について）昭和四九・一二・二歳証第二二一一号通達や業界の自主規制（公正慣習規則九号三、四条（現行四、五条））によって証券会社に対してその遵守が要請されるに留まっていたが（現在は、平成四年の証券取引法改正により、同法第五四条一項「一号に明文化されている」）、右のいくつかの裁判例ではこれらの規制の存在を前提として適合性の原則の適用を認めている（明示的に認めているものとしては②・⑥・⑧）。明示はしていないが、事实上判断基準に取り入れていると解されるものとしては、③が挙げられる。もつとも、右の行政的規制等に定める適合性の原則に違反したことが直ちに私法上の責任を生ずることまで認めていたるわけではなく、適合性の原則に反する勧誘行為については、当該取引の程度の如何に応じて、他の取引がなされた事情如何に応じて、私法上の責任が発生しうることがあるものとしている（この点を明確に示すものとしては、②・⑥）。これに対して⑧のケースは、違反行為を形式的に見るのではなく、適合性原則の実質的な趣旨に反する場合には、民事責任の問題が生じ得ると解するようである。他の裁判例とはやや異なる判断をしている。いわば、適合性による原則の適用を認めつつも、その違反による民事責任の発生については、さらにつん・クツシヨンにおいては、さながら判断している。前判斷しているものといえる。

者の説明義務については、商品概要および取引に伴う危険について十分説明することが必要であるとしているが、具体的な事案の判断としては説明義務違反を否定している。確かに、本件ではY₂によるワラントについての一応の説明が勧誘の範囲になされているが、説明が直接受けたAがワラントのハイリスクであることを十分理解をしていかなかったかどうかについては、判決の認定の下においてもなお疑問がないわけではない。特に、本件ワラントの買付けに際しては、当時の公正慣習規則九号五条（現行六条）によつて予め交付すべきことが要求されていた説明書を取り後に送付していたこと等を併せて考えると、問題の判断については、なお若干の疑問が残る。

また、適合性の原則の適用に関しては、判旨は、その適用を認めつつも、勧誘行為がその原則に違反しても直ちに民事責任を生ぜしめるわけではなく、勧誘行為が違法となるためにはささらに当該取引の危険性の程度やその他取引がなされた具體的な事情如何によるとしている。適合性原則違反と民事責任に関する本判旨の考え方では、前述の他の裁判例があるが、しかしこのようないくつかの原則を適用しつつも、その違反と民事責任の発生とを切り離して、異なった基準で考えるのは妥当ではないであろう。けだし適合性原則はすでにわが国の証券取引制度において定着化しており、特に一般投資家保護の観点からは、単なる倫理的な準則の域を超えて、証券業者の勧誘に際する顧客に対する具体的な遵守すべき法的な注意義務として確立しているものと考えられるからである。したがつて、その違反は当該顧客に対して当然民事責任を発生せしめるものと解すべきである（学説上も適合性原則違反に民事責任を結びつける考え方方が有力になつてきている（鈴木竹雄・河本一郎・証券取引法（新版）三

参考文献

なお本判旨は、前記に掲げた判示事項の他にワラントの値動き等に関する情報提供義務についても判示しているが、この点は紙数の関係で割愛せざるをえな
い。

たたといふこと、従来の投資経験が株式の現物や投資信託であつたということなど考慮すれば、適合性原則違反を認めなかつた判旨の判断は疑問であるとする指摘（三木・鶴田・田端・前掲三頁参照）もなしてゝる。

者の説明義務については、商品概要および取引に伴う危険について十分説明することが必要であるとしているが、具体的な事案の判断としては説明義務違反を否定している。確かに、本件ではY₂によるワランティについての一応の説明が勧誘の度になされているが、説明を直接受けたAがワランティのハイリスクであることにについて十分理解をしていたかどうかについては、判旨の認定の下においてもなお疑問がないわけではない。特に、本件ワランティの買付けに際しては、当時の公正交換規則九号五条（現行六条）によつて予め交付すべきことが要求されていた説明書を取引後に送付していくこと等を併せ考えると、判旨の判断については、なお若干の疑問が残る。

だし適合性原則はすでに我が国の証券取引制度において定着化しており、特に一般投資家保護の観点からは、単なる倫理的な準則の域を超えて、証券業者の勧誘に際して該顧客に対して具体的に遵守すべき法的な注意義務として確立しているものと考えられるからである。したがつて、その違反は当該顧客に対して当然民事責任を発生せしめるものと解すべきである（学説上も適合性原則違反に民事責任を結びつける考え方方が有力になってきてている）。

（鈴木竹雄・河本一郎・証券取引法（新版）三

者の説明義務については、商品概要および取引に伴う危険について十分説明することが必要であるとしているが、具体的な事案の判断としては説明義務違反を否定している。確かに、本件ではY₂によるワラントについての一応の説明が勧誘の度になされているが、説明が直接受けたAがワラントのハイリスクであることにについて十分理解をしていたかどうかについては判旨の認定の下においてもなお疑問がないわけではない。特に、本件ワラントの買付けに際しては、当時の公正慣習規則九号五条（現行六条）によつて予め交付すべきことが要求されていた説明書を取り後に送付していくこと等を併せて考えると、判旨の判断については、なお若干の疑問が残る。

また、合意の原則の適用に関しては、判旨は、その適用を認めつつも、勧誘行為がその原則に違反しても直ちに民事責任を生ぜしめるわけではなく、勧誘行為が違法となるためにはさらに当該取引の危険性の程度やその他取引がなされた具体的な事情如何によるとしている。適合性原則違反と民事責任に関する本判旨の考え方は、前述の他の裁判例と共に通するものであるが、しかしこのような適合性原則を適用しつつも、その反対とした基準の発生とを切り離して、異なるた基準で考えるのは妥当ではないであろう。ナ

(前田重行) 法政大学教 授

教法政大學授

清水俊彦「投資勧誘と不法行為」判例タイムスハ
五三号
松原正至「投資勧誘における自己責任原則・適合
性原則・説明義務」島大法学三八巻四号